

# 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 職員給与規程

平成22年4月1日

規程第26号

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員就業規則（平成22年4月1日規則第16号。以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与については、別に定める。

## 第2章 給 与

(給与)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 給料は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年4月1日規程第33号。以下「職員勤務時間規程」という。）第2条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し支給する。

3 手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、医師手当、看護師長手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び業績手当とする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。ただし、短時間勤務職員については、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、すべての職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 職員の職務の級は、理事長の定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格、昇給等)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、職員の初任給、昇給、昇格に関する

細則（平成22年4月1日規程第24号。以下「初任給細則」という。）で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給細則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、初任給細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員として地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与細則（平成22年4月1日規程第27号。以下「給与細則」という。）第71条で定める特定管理職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（初任給細則第32条第1項で定める職員にあっては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（給与細則第71条で定める特定管理職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給細則に定める。

（給与計算期間）

第6条 給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

（給与の支給）

第7条 給料は、毎月21日（以下「支給日」という。）に、当月分の月額的全額を支給する。

- (1) 手当のうち実績に基づいて支給する時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当については、当月の分を翌月の支給日に支給する。
  - (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び医師手当は、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後の支給日に支給することができる。
- 2 21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）による祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による祝日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
  - 3 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定にて定めたものについては、給与の一部を控除して支払うことができる。
  - 4 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等）

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の一日から支給するとき以外

のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、第11条の2の計算方法により、日割りによって計算する。

## 第9条 削除

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、医師手当（医師及び歯科医師の場合）、看護師長手当及び特殊勤務手当（その支給額が月額で定められているものに限る）の月額の合計の金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た額とする。ただし、職員が特殊勤務手当（その支給額が日額で定められているものに限る）の対象となる業務に従事する場合の勤務一時間当たりの給与額は、前段の額に、当該業務にかかる特殊勤務手当の金額を一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数）で除して得た額を加えた額とする。

2 前項の規定のうち短時間勤務職員については、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じて、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び医師手当（医師及び歯科医師の場合）の月額の合計の金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た額とする。

(日割計算による給与額の算出)

第11条の2 給料を支給する場合であって月の一日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び医師手当（医師及び歯科医師の場合）の合計の金額をその期間の現日数から職員勤務時間規程第6条に定める法定休及び週休の日数及び勤務時間等規定第9条に定める祝日法に定める休日及び年末年始の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる給与額を計算する。

2 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を日割計算する場合は、前項後段の算出方法に準じて計算する。

(給与及び諸手当の支給方法に関し必要な事項)

第12条 給料及び諸手当の支給方法に関し必要な事項は、この規程に定めるほか、給与細則に定める。

(休職者の給与)

第13条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要するとして休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び手当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要するとして休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要するとして休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し、起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が水難、火災その他の災害以外の理由により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 7 心身の故障のため長期の休養を要する職員及び刑事事件に関し起訴されたために休職にされた職員には、法律又は法人が規定する規程等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項（期末手当）に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人となったため就業規則第17条の規定により退職し、又は死亡したときは、同項の規定により給与細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、給与細則で定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条及び第33条の2の規定を準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第13条第7項」と読み替えるものとする。
- 10 職員が職員就業規則第16条第1項第5号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第14条 職員が職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成22年4月1日規程第36号）に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員について、その職務の特殊性に基づき、給与細則で定める基準に従い支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（新たに職員となった者の扶養手当）

第17条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の

属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務職9級職員等が事務職9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級職員等以外のものが事務職9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して給与細則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3
- (7) 7級地 100分の1

3 短時間勤務職員については、前項の月額は、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

4 前項の地域手当の級地は、給与細則で定める。

第19条 医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他法人がこれに準ずると認める職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他給与細則で定める職員を除く。）

(2) 削除

(3) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他給与細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 削除

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で給与細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単

位期間につき、同表の右欄に定める額。短時間勤務職員等、常勤職員よりも勤務日数が少ない職員で、平均一箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の通勤手当の支給については、給与細則に定める。

片道4キロメートル未満	2,900円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	4,300円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	6,900円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	8,100円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	9,300円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	10,500円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	11,700円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	13,900円
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	15,000円
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	17,200円
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	18,300円
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	20,500円
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	21,600円
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	22,700円
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	23,800円
片道40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
片道42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
片道44キロメートル以上46キロメートル未満	26,900円
片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,900円
片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,900円
片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,900円
片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,900円
片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,900円
片道56キロメートル以上58キロメートル未満	32,900円
片道58キロメートル以上60キロメートル未満	33,900円
片道60キロメートル以上62キロメートル未満	34,900円
片道62キロメートル以上64キロメートル未満	35,900円
片道64キロメートル以上66キロメートル未満	36,900円
片道66キロメートル以上68キロメートル未満	37,900円
片道68キロメートル以上70キロメートル未満	38,900円
片道70キロメートル以上	39,900円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を



考慮して細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務先を異にする異動又は在勤する勤務先の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務先に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で給与細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務先の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして給与細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与細則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の給与細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して給与細則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として給与細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 短時間勤務職員は、前各項により算出した通勤手当月額を、5で除して短時間勤務職員の1週間当たりの平均所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 採用に伴う赴任又は勤務先を異にする異動並びに勤務先の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他給与細則に定めるやむを得ない理由により、同居していた配偶者と別居することとな

った職員で、当該赴任又は異動並びに勤務先の移転の直後に在勤する勤務先に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務先に通勤することが、通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（給与細則に定める方法で算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が給与細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、48,000円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額）とする。
- 3 職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の給与細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当を支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額

（2）職員勤務時間規程第6条により週休と定められた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額

（3）次に掲げる勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額

ア 職員勤務時間規程第6条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（当該休日に代わる代休日を含む。）及び年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合

イ 職員勤務時間規程第2条第2項の規定によって勤務する職員が、休日等に当たるとして勤務を要しないと定められた日に勤務をした場合

（4）給与計算期間である1か月において、法定労働時間を超えた勤務時間の合計時間数が60時間を超えた場合は、その超えた部分については、前3号の規定にかかわらず、その超えた時間の勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額

- 2 休日等が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日については、前項第3号の規定を適用する。
- 3 週休に、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「所定労働時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、職員勤務時間規程第8条第3項に規定する振替休日を指定された職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、職員勤務時間規程第2条第2項に定める方法で勤務時間する職員は除く。

(休日勤務手当)

第24条 法定休と定められた日に勤務を命じられた場合には、当該勤務に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 毎日曜日を法定休と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法に規定する休日が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日について、前項の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第25条 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた職員（医師又は歯科医師に限る）には、その勤務1回につき、20,000円を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

第26条の2 正規の勤務時間以外の時間並びに法定休、週休、休日等に、勤務時間が前条第1項の勤務に相当する勤務を命ぜられた職員（医師又は歯科医師に限る）には、次に掲げる額の手当を支給する。

ア 宿直に相当する勤務 勤務1回につき54,000円

イ 日直に相当する勤務 勤務1回につき36,000円

- 2 前項の手当は、第23条から第25条までの手当の内数とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により特に法人に勤務を命ぜられた場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して給与細則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

管理職手当の支給区分	額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	8,000円
4種	6,000円
5種	4,000円

- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師手当)

第28条 医師及び歯科医師には、次の各号に定める医師手当を支給する。

- (1) 医師 月額408,400円
- (2) 歯科医師 月額368,400円
- 2 医師及び歯科医師で次の各号にあたる者には、前項に定める額に加え、それぞれの号で定める額を支給する。
  - (1) 院長、院長代理及び医監 月額100,000円
  - (2) 副院長 月額80,000円
  - (3) 主任部長 月額60,000円
  - (4) 部長 月額40,000円
- 3 短時間勤務職員については、前2項の月額は、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(看護師長手当)

第28条の2 看護師のうち病棟師長である者には、師長手当を支給し、その月額は、20,000円とする。

- 2 看護師長手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第29条 第23条、第24条及び第26条の2の規定は、管理職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第30条 職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。

- (1) 防疫等作業手当 感染症防疫作業に従事する職員が感染症（法人が定める感染症に限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者（第8項において「感染症患者」という。）若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。
- (2) 放射線取扱手当 診療放射線技師である職員が従事するエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で法人が定めるものに従事した場合及び診療放射線技師以外の職員が法人が定めるエックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事した場合には、従事した日1日につき240円の放射線取扱手当を支給する。
- (3) 死体処理作業手当 医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）以外の適用を受ける職員が死体処理作業に従事した場合は、次の各号のとおり支給する。
  - ① 医療職給料表（3）の適用を受ける者 死体1体につき500円（その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合においては、1,000円）
  - ② 医療職給料表（3）以外の給料表の適用を受ける者 死体1体につき1,100円（その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合においては、2,200円）
- (4) 精神保健業務手当 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の定める精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合その他法人が定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。
- (5) 夜間看護手当 助産師、看護師若しくは准看護師又は法人がこれらに準ずると認める職員が従事する看護等の業務で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われるものについては、勤務1回につき次の各号のとおり支給する。

- ① 全深夜10,000円
- ② 4時間以上勤務5,000円
- ③ 2時間以上4時間未満勤務4,000円
- ④ 2時間未満勤務3,000円

(6) 救急呼出手当 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者（救急車により搬送される患者その他緊急の治療を要する外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟その他集中治療を行う施設に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを依頼された者が従事する救急医療等の業務で、正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合には、勤務一回につき1,620円を支給する。

(7) 患者接触等業務手当 職員のうち法人が定めるものが結核患者、精神病患者又は感染症患者に直接接する窓口業務その他法人がこれに準ずるものとして定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき240円を支給する。

(8) 外国勤務手当 外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項において「法」という。）の規定に準じ在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当のうち在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の支給の例によって法人が定めるところにより、在勤基本手当にあっては100分の75、住居手当及び子女教育手当にあっては100分の100（住居手当にあっては、法の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。）に相当する額（当該額のみにより難い特別の事情があると法人が認める場合には、当該額に法人が定める額を加算して得た額）を支給するものとし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を加算して支給する。

(9) 実技訓練手当 衛生専門学校及び看護専門学校に勤務する職員のうち、事務職給料表、医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける者が、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和51年岐阜県規則第37号）第6条に規定する教育課程のうち実技の訓練又は実習の指導に従事した場合には、従事した日1日につき310円を支給する。

(10) 分娩手当 産婦人科に勤務する医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び医療職給料表（3）の適用を受ける助産師が、分娩の介助、帝王切開等分娩に関する業務に従事した場合には、従事した1件につき医師7,000円、助産師3,000円を支給する。ただし、複数の医師及び助産師が携わった場合は、主となる医師及び助産師に支給する。

(11) 出向診療手当 医療職給料表（1）の適用を受ける医師が、出向期間中に出向先で手術、代診診療支援を行った場合で、理事長が特に必要と認めた時は、出向1回につき次の表に定める額を支払うものとする。なお、支給額については、手術、代診診療支援の業務量等を勘案し、理事長がその都度決定するものとする。また、出向先での手術、代診診療支援が正規の勤務時間以外の時間に行われた場合、表の備考に定める時間内の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにその時間に係る夜間勤務手当を含むものとし、備考に定める時間を超える時間については、第23条に規定する時間外勤務手当及び第24条に規定する休日勤務手当、第25条に規定する夜間勤務手当を支払うものとする。

出向診療先	支給区分	支給額A	備考	支給額B	備考
高山赤十字病院	医師免許取得後21年以上	48,000円	※1	24,000円	※2
	医師免許取得後11年～20年目	42,000円	※1	21,000円	※2

	医師免許取得後6年～10年目	36,000円	※1	18,000円	※2
	医師免許取得後3年～5年目	30,000円	※1	15,000円	※2
東白川村国保診療所	—	18,000円		—	

※1) 4時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

※2) 2時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

(12) 待機手当 医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、救急患者に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを命ぜられた場合には、待機1回につき810円(ただし、待機期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合は、この限りではない。)支給する。

(13) 透析業務手当 医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表(3)の適用を受ける者が透析センター部に勤務し血液透析業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(14) リハビリ業務手当 リハビリテーション部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者がリハビリ業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(15) 放射線業務手当 放射線科に勤務する医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が放射線科業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(16) 臨床検査業務手当 臨床検査部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が臨床検査業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(17) 薬剤業務手当 薬剤部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が薬剤業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(18) 栄養指導等業務手当 栄養管理部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が栄養指導等業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(19) 患者相談業務手当 医療相談室に勤務する医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が患者相談業務に従事した月1月につき3,500円支給する。ただし、第28条の2の規定により看護師長手当を受ける職員には、支給しない。

(20) 手術・中材業務手当 中央手術部に勤務する事務職給料表の適用を受ける看護助手及び医療職給料表(3)の適用を受ける者が手術部業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、特殊勤務手当のうちあらかじめ理事長が承認したものについては、一の給与期間の分を当該給与期間における給料の支給日に支給することができる。

3 給与細則第6条の規定は、特殊勤務手当のうち、時間によってその額が定められているものについて準用する。

4 各所属長は、特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

### 第31条 削除

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(次条及び第33条の2においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員(第12条第7項の規定を受ける職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給

する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは死亡した職員にあっては、退職し、若しくは死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である職員で、給与細則第73条職務・管理区分・役職加算割合一覧表にその役職加算割合を定める職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として同表に役職加算割合を定める職員については、第3項の規定に関わらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階等を考慮して給与細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額（給与細則第71条で定める特定管理職員にあっては、その額に給料月額の100分の25を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の不支給）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員賞罰規程（平成22年4月1日規程第25号）の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条第1項の規定により解雇となった職員（同条第1項第4号に該当して退職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第33条の2 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差止めする処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

#### （勤勉手当）

- 第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の給与細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員（給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85.0、12月に支給する場合においては100分の90.0（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105.0、12月に支給する場合においては100分の110.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 3 前項の勤勉手当の基礎額は、基準日現在において職員が受け取るべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「第34条第3項」と読み替えるものとする。

#### （業績手当）



第35条 業績手当は、法人の財務状況及び当該年度の法人の業績が特に良好と認められる場合に、当該年度内において理事長が定める基準日に在職する職員に対し支給することができる。

2 業績手当の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(出向調整手当)

第35条の2 出向調整手当は、法人が希望し、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「出向元」という。）から法人に出向している職員について、その者が出向期間中出向元の業務に従事したものとした場合に、出向元が規定する給与規程に基づき支給される給与と、法人がこの規程の規定により支給する給与とに差が生じる場合に、その差額分について支給することができる。

2 前項の差額分とは、該当となる職員の給料、期末手当及び勤勉手当で生じた差額分をいう。

3 この手当は、管理職員には適用しない。

4 この手当は、給料の差額分については毎月の給与支給日と合わせて、期末手当及び勤勉手当の差額分についてはそれぞれの手当の支給日と合わせて支給する。

(県派遣職員の給与)

第36条 県派遣職員の給与については、この規程の規定に関わらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月1日条例第29号）その他岐阜県の関係規程（以下「岐阜県給与等関係規程」という。）の定めるところにより算定した額を支給することができる。

(補則)

第37条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

2 期末手当の計算期間に関し、岐阜県をその者の非違によることなく退職し、引き続き法人の職員となった者については、期末手当の在職期間については、岐阜県職員として勤務した期間を通算して算定する。ただし、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に法人に採用された職員に限る。

附 則

この規程は、平成22年8月26日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月28日より施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年3月17日より施行する。

2 第35条の2に規定する出向調整手当については、平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給から適用することとし、その差額分の支給については、年度末から直近の毎月の給与支給日に支給する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日より施行し、第30条第11項に規定する出向診療手当については、平成23年4月1日以降の支給から適用することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。  
(承継職員に係る経過措置)
- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)で、この規定によるその者の受ける給料月額が、法人の設立によりこの規程が施行された日の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年岐阜県条例第6号)附則第7項から第9項までの規定により給料として支給されていた額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。
- 4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第9条第2項及び第32条第5項(第34条第4項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規程の適用については、第9条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成24年1月1日改定附則第2項及び第3項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 5 第2項から第4項までの規定について、法人の設立日以降から施行日までにおいては地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の規程等に関する経過措置等を定める規程(平成22年4月1日規程第11号)第3条第1項により、県給与条例を必要な読み替えを行って準用し適用されていたものとする。
- 6 承継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立直前に県給与条例その他岐阜県の関係規程に基づき岐阜県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、第30条第1項第11号に規定する出向診療手当については、平成24年1月1日からの出向分にかかる支給から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。
  - 一 別表第1及び別表第2 平成26年4月1日
  - 二 第34条第2項の規定 平成27年4月1日(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。
  - 一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じ

て得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の82.5（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、12月に支給する場合においては100分の102.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。  
（級及び号給の切替え）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第2までの給与表の適用を受けていた職員の切替日における級及び号給（以下「新級」及び「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）とする。  
（給与の切替えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員にあっては、旧級及び旧号給の額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員のうち、同項の規定による差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）の支給を受けていたものには、施行の日から平成28年3月31日までの間はその額の3分の1の額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は3分2の額を減じた額を給料として支給することとし、平成29年4月1日以後、その差額相当額は支給しないこととする。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前二項の規程に準じて、給料を支給する。
- 6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項、第15条第2項及び第32条第5項（給与規程第34条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第9条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、給与規程第15条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。
  - 一 別表第1及び別表第2 平成27年4月1日
  - 二 第34条第2項の規定 平成28年4月1日（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。

- 一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85.0（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、12月に支給する場合においては100分の105.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。ただし、第30条第15号から第17号の規定については、改正前の第9条に規定する給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に限り、当該現給保障が終了する翌月から適用する。

（給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に係る経過措置）

2 前項ただし書きに規定する職員について、当該現給保障が終了するまでの間、改正前の第31条に規定に規定する併給の禁止については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年3月1日より施行する。ただし、第34第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。ただし、第30条の規定は、平成30年3月1日から施行する。

（平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の給与規程（以下この条において「改正後給与規程」という。）第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用

を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第二項中「扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養

手当の支給額の改定を除く。) 、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については8,200円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき9,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき6,500円」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後給与規則第16条第1項ただし書並びに第17条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規則第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については7,200円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級

がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職８級以上職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき9,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（事務職８級以上職員等にあっては、3,500円）」と、同条第２項中「扶養親族（事務職９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級職員等から事務職９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（事務職９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級職員等から事務職９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級職員等以外の職員から事務職９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「事務職８級職員等が事務職８級職員等及び事務職９級職員等」とあるのは「事務職８級以上職員等が事務職８級以上職員等」と、同項第６号中「事務職８級職員等及び事務職９級職員等」とあるのは「事務職８級以上職員等」と、「が事務職８級職員等」とあるのは「が事務職８級以上職員等」とする。

附 則

この規程は、平成30年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年６月１日より施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成31年１月１日より施行する。ただし、別表第１及び別表第２に掲げる規定は、平成30年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年４月１日より施行する。

（2019年に限り時間外勤務手当に関する特例）

2 2019年に限り、第23条第１項第３号の規定中「ア 職員勤務時間規程第６条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（当該休日に代わる代休日を含む。）及び年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合」を「ア 職員勤務時間規程第６条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（ただし、４月30日及び５月２日を除く。当該休日に代わる代休日を含む。）及び８月14日及び８月15日並びに年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以

下「休日等」という。)に勤務をした場合」と読み替えて適用する。

- 3 2019年に限り、第26条の2第1項で規定する「週休、休日等」に、4月30日及び5月2日は該当しないものとして、8月14日及び8月15日は該当するものとして適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成31年4月1日から施行する。



別表第1  
事務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,700	199,100	235,900	269,400	295,400	325,400	370,100	416,100	467,500
	2	149,900	200,900	237,500	271,200	297,700	327,700	372,700	418,600	470,600
	3	151,100	202,800	239,100	273,100	299,800	330,000	375,200	421,100	473,700
	4	152,200	204,600	240,700	275,200	301,900	332,300	377,800	423,600	476,800
	5	153,300	206,100	242,100	277,000	303,800	334,500	379,800	425,500	479,800
	6	154,400	208,000	243,800	278,900	305,900	336,600	382,300	427,800	482,900
	7	155,600	209,800	245,400	280,700	308,100	338,800	384,700	430,000	486,000
	8	156,700	211,700	247,000	282,700	310,100	341,000	387,200	432,200	489,100
	9	157,700	213,300	248,100	284,700	312,100	343,000	389,700	434,300	491,800
	10	159,100	215,100	249,700	286,800	314,400	345,200	392,400	436,400	494,900
	11	160,500	217,000	251,300	288,700	316,700	347,300	395,100	438,500	497,900
	12	161,800	218,800	252,600	290,600	319,000	349,500	397,800	440,700	501,000
	13	163,000	220,200	254,200	292,600	321,100	351,300	400,200	442,500	503,700
	14	164,500	222,100	255,600	294,500	323,300	353,400	402,500	444,400	506,100
	15	166,100	223,900	256,900	296,500	325,500	355,400	404,800	446,400	508,400
	16	167,700	225,700	258,400	298,300	327,700	357,500	407,200	448,400	510,800
	17	168,900	227,400	259,900	300,100	329,600	359,200	409,100	450,200	513,100
	18	170,500	229,200	261,400	302,200	331,700	361,200	411,100	452,000	514,600
	19	172,000	230,800	263,200	304,300	333,700	363,100	413,000	453,800	516,100
	20	173,500	232,400	265,000	306,400	335,700	365,000	414,900	455,600	517,500
	21	174,800	233,900	266,800	308,300	337,500	367,000	416,800	457,400	518,600
	22	177,600	235,600	268,500	310,400	339,600	368,900	418,600	458,900	520,100
	23	180,200	237,200	270,100	312,500	341,700	370,900	420,500	460,400	521,600
	24	182,900	238,900	271,800	314,600	343,800	372,900	422,500	461,900	523,100
	25	185,500	239,900	273,700	316,400	345,200	374,800	424,300	463,300	524,300
	26	187,300	241,400	275,500	318,500	347,200	376,800	425,800	464,600	525,400
	27	189,000	242,800	277,300	320,500	349,100	378,800	427,400	465,900	526,600
	28	190,700	244,100	279,000	322,600	351,100	380,800	429,000	467,100	527,800
	29	192,300	245,300	280,700	324,300	352,800	382,400	430,600	468,100	528,900
	30	194,000	246,500	282,400	326,400	354,700	384,200	431,900	468,800	529,800
	31	195,800	247,500	284,200	328,500	356,600	386,000	433,200	469,600	530,700
	32	197,500	248,800	285,800	330,600	358,500	387,700	434,500	470,300	531,600
	33	199,100	250,100	287,300	331,900	360,400	389,500	435,700	471,000	532,400
	34	200,500	251,100	289,200	333,900	362,200	390,900	437,000	471,800	533,300
	35	202,100	252,300	291,100	335,900	364,000	392,500	438,300	472,500	534,000
	36	203,600	253,700	293,000	338,000	365,700	394,100	439,500	473,200	534,500
	37	204,900	254,700	294,600	339,900	367,200	395,600	440,700	473,700	535,200
	38	206,200	256,100	296,400	341,900	368,500	396,800	441,500	474,400	535,900
	39	207,500	257,300	298,200	343,900	369,900	398,000	442,300	475,100	536,700
	40	208,800	258,700	300,000	345,900	371,300	399,200	443,100	475,700	537,300
	41	210,100	260,100	301,600	347,800	372,800	400,200	443,700	476,200	537,800
	42	211,400	261,500	303,300	349,700	373,700	401,400	444,400	476,700	
	43	212,800	262,700	304,800	351,600	374,800	402,600	445,100	477,100	
44	214,100	263,900	306,500	353,500	375,900	403,800	445,800	477,400		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	215,200	265,000	308,100	355,000	376,700	404,500	446,600	477,700	
	46	216,500	266,300	309,800	356,500	377,600	405,200	447,400		
	47	217,900	267,600	311,500	358,000	378,500	405,900	448,000		
	48	219,200	268,700	313,200	359,500	379,400	406,600	448,700		
	49	220,300	269,800	314,100	361,200	380,400	407,200	449,100		
	50	221,400	271,000	315,700	362,000	381,200	407,900	449,600		
	51	222,500	272,300	317,200	363,200	382,000	408,400	450,000		
	52	223,600	273,600	318,800	364,200	382,800	408,900	450,400		
	53	224,700	274,600	320,500	365,100	383,500	409,200	450,800		
	54	225,700	275,800	322,100	366,200	384,200	409,500	451,200		
	55	226,600	277,100	323,700	367,200	384,900	409,800	451,600		
	56	227,700	278,400	325,300	368,300	385,600	410,100	451,900		
	57	228,000	279,300	326,800	369,200	386,100	410,400	452,200		
	58	228,800	280,400	328,000	369,900	386,700	410,800	452,700		
	59	229,600	281,300	329,200	370,600	387,400	411,100	453,000		
	60	230,300	282,400	330,400	371,300	388,100	411,400	453,300		
	61	231,100	283,500	331,200	371,800	388,500	411,700	453,600		
	62	232,100	284,500	332,100	372,400	389,200	412,000			
	63	232,900	285,500	332,900	373,100	389,800	412,300			
	64	233,700	286,500	333,700	373,800	390,400	412,600			
	65	234,400	287,000	334,600	374,100	390,900	412,900			
	66	235,100	287,900	335,000	374,800	391,500	413,200			
	67	236,100	288,700	335,800	375,500	392,100	413,500			
	68	237,100	289,600	336,600	376,200	392,700	413,800			
	69	237,800	290,600	337,400	376,600	393,100	414,000			
	70	238,400	291,400	338,100	377,200	393,600	414,300			
	71	238,900	292,200	338,800	377,900	394,200	414,600			
	72	239,700	293,000	339,500	378,500	394,800	414,900			
	73	240,500	293,800	340,000	378,900	395,100	415,100			
	74	241,100	294,300	340,600	379,500	395,400	415,400			
	75	241,700	294,800	341,200	380,200	395,800	415,700			
	76	242,200	295,300	341,800	380,800	396,200	415,900			
	77	242,900	295,500	342,100	381,200	396,500	416,100			
	78	243,600	295,800	342,600	381,700	396,800	416,400			
	79	244,400	296,000	343,000	382,300	397,100	416,700			
	80	244,900	296,400	343,500	382,800	397,400	416,900			
	81	245,400	296,600	343,900	383,300	397,600	417,100			
	82	246,100	296,800	344,400	383,900	397,900	417,400			
	83	246,800	297,200	344,900	384,500	398,200	417,700			
	84	247,500	297,500	345,400	384,900	398,400	417,900			
	85	248,100	297,800	345,800	385,200	398,600	418,100			
	86	248,800	298,100	346,200	385,600	398,900				
	87	249,600	298,400	346,700	386,000	399,200				
	88	250,300	298,800	347,100	386,400	399,400				
	89	250,800	299,100	347,400	386,800	399,600				
	90	251,300	299,500	347,800	387,300	399,900				
	91	251,600	299,900	348,300	387,700	400,200				
	92	252,000	300,300	348,700	388,100	400,400				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の 職員	93	252,300	300,500	348,900	388,400	400,600				
	94		300,800	349,300	388,900					
	95		301,100	349,800	389,300					
	96		301,500	350,200	389,700					
	97		301,700	350,400	390,000					
	98		302,000	350,800						
	99		302,400	351,300						
	100		302,800	351,600						
	101		303,000	351,900						
	102		303,300	352,300						
	103		303,700	352,700						
	104		304,000	353,100						
	105		304,200	353,600						
	106		304,500	354,000						
	107		304,900	354,400						
	108		305,200	354,800						
	109		305,400	355,300						
	110		305,800	355,700						
	111		306,200	356,000						
	112		306,500	356,300						
	113		306,700	356,800						
	114		306,900	357,200						
	115		307,200	357,500						
	116		307,600	357,800						
	117		307,800	358,300						
118		308,000								
119		308,300								
120		308,600								
121		309,000								
122		309,200								
123		309,500								
124		309,800								
125		310,200								
再雇用職員		191,300	219,400	260,200	279,900	295,300	321,200	363,700	397,500	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

別表第 2

医療職給料表

①医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
再雇 用職 員以 外の 職員	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再雇用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

## 別表第2

## 医療職給料表

## ②医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,800	192,000	227,900	254,300	286,500	333,300	378,400
	2	155,300	193,600	229,500	255,600	288,500	335,400	381,100
	3	156,700	195,200	231,100	256,800	290,600	337,600	383,800
	4	158,100	196,900	232,700	258,200	292,600	339,800	386,500
	5	159,300	198,400	234,100	259,400	294,700	341,700	389,000
	6	161,200	199,900	235,800	260,700	296,900	343,900	391,700
	7	162,900	201,600	237,300	261,900	298,800	346,000	394,400
	8	164,500	203,100	238,900	262,900	300,800	348,200	397,100
	9	166,200	204,700	240,100	264,200	302,800	350,000	399,300
	10	167,900	206,400	241,600	265,100	304,800	352,200	401,600
	11	169,500	208,100	243,000	266,100	306,900	354,300	403,800
	12	171,400	209,800	244,300	267,100	308,900	356,500	406,100
	13	172,900	211,200	245,900	268,400	310,900	358,000	408,200
	14	174,800	212,900	247,300	269,700	312,900	360,000	410,200
	15	176,900	214,500	248,500	271,300	315,000	362,000	412,300
	16	178,800	216,100	250,000	272,700	317,100	364,000	414,500
	17	180,700	217,600	250,800	274,300	319,100	365,800	416,300
	18	182,600	219,200	252,000	276,000	321,200	367,900	418,300
	19	184,400	220,900	253,200	277,800	323,300	369,900	420,300
	20	186,400	222,600	254,400	279,500	325,400	372,000	422,500
再雇 用職 員以 外の 職員	21	188,200	224,000	255,800	281,300	327,300	373,800	424,300
	22	189,700	225,500	256,700	283,100	329,300	375,900	425,900
	23	191,300	226,900	257,700	284,800	331,200	378,000	427,500
	24	192,800	228,400	258,900	286,500	333,200	380,100	429,100
	25	194,400	229,900	260,100	288,300	334,900	381,600	430,600
	26	195,700	231,300	261,300	290,000	336,900	383,400	431,900
	27	197,300	232,600	262,700	291,800	338,900	385,200	433,200
	28	198,700	234,000	264,300	293,500	340,900	387,000	434,500
	29	200,200	235,300	265,800	295,200	342,300	388,800	435,800
	30	201,500	236,700	267,400	297,000	344,100	390,300	437,000
	31	202,800	238,200	269,000	298,900	345,900	392,000	438,200
	32	204,100	239,700	270,600	300,800	347,700	393,700	439,300
	33	205,500	240,700	272,000	302,500	349,400	395,000	440,500
	34	207,000	242,000	273,700	304,300	351,300	396,300	441,700
	35	208,300	243,000	275,400	306,100	353,200	397,600	443,000
	36	209,700	244,300	277,000	307,900	355,100	398,900	444,200
	37	210,800	245,600	278,500	309,300	356,900	400,000	445,400
	38	212,200	246,900	280,000	311,000	358,600	401,200	446,200
	39	213,500	248,100	281,600	312,500	360,300	402,300	446,800
	40	214,800	249,400	283,000	314,200	362,000	403,500	447,600
	41	215,900	250,700	284,500	315,900	363,200	404,300	448,100
	42	217,200	251,700	286,200	317,600	364,400	405,100	448,500
	43	218,400	253,000	287,900	319,300	365,600	405,900	448,900
	44	219,600	254,100	289,600	321,000	366,800	406,700	449,300

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	220,800	255,200	291,200	321,900	368,000	407,100	449,700
	46	222,000	256,600	292,900	323,400	368,800	407,800	450,100
	47	223,000	257,900	294,600	324,900	370,000	408,300	450,500
	48	224,100	259,200	296,300	326,500	371,100	408,700	450,800
	49	225,100	260,800	297,500	327,900	372,200	409,100	451,100
	50	226,100	262,200	299,100	329,200	373,200	409,400	451,500
	51	227,100	263,400	300,500	330,500	374,200	409,700	451,800
	52	228,100	264,600	302,100	331,800	375,200	410,000	452,100
	53	228,400	265,700	303,400	332,900	376,000	410,300	452,500
	54	229,200	267,000	304,900	333,900	376,900	410,600	
	55	229,900	268,300	306,400	335,000	377,800	411,000	
	56	230,700	269,400	307,900	336,100	378,700	411,300	
	57	231,500	270,300	308,900	336,600	379,300	411,600	
	58	232,400	271,600	310,200	337,500	380,100	411,900	
	59	233,100	272,900	311,400	338,300	380,900	412,200	
	60	233,800	274,200	312,800	339,200	381,700	412,600	
	61	234,700	275,200	314,100	340,000	382,100	412,800	
	62	235,500	276,400	315,400	340,300	382,800	413,100	
	63	236,400	277,700	316,700	341,000	383,500	413,400	
	64	237,400	279,000	318,000	341,700	384,200	413,700	
	65	238,000	279,900	319,400	342,300	384,700	413,900	
	66	238,700	281,000	320,200	343,000	385,300	414,200	
	67	239,400	281,900	321,000	343,700	386,000	414,500	
	68	240,200	283,000	321,800	344,400	386,600	414,800	
	69	240,900	284,000	322,400	345,100	387,000	415,000	
	70	241,500	285,100	323,100	345,700	387,500	415,300	
	71	242,100	286,200	323,800	346,300	388,000	415,600	
	72	242,600	287,300	324,400	346,900	388,500	415,900	
	73	243,300	287,900	325,200	347,200	389,100	416,100	
	74	244,000	288,600	325,400	347,800	389,600		
	75	244,800	289,200	326,000	348,300	390,200		
	76	245,300	290,000	326,600	348,900	390,800		
77	245,700	290,800	327,200	349,400	391,300			
78	246,300	291,400	327,700	349,900	391,800			
79	246,900	292,000	328,200	350,400	392,400			
80	247,500	292,600	328,700	350,900	392,900			
81	247,800	293,300	329,300	351,200	393,200			
82	248,200	293,800	329,800	351,500	393,700			
83	248,600	294,300	330,300	351,900	394,100			
84	249,000	294,700	330,800	352,200	394,500			
85	249,300	294,900	331,300	352,700	394,900			
86		295,100	331,700	353,000	395,400			
87		295,300	331,900	353,300	395,800			
88		295,500	332,300	353,600	396,200			
89		295,900	332,700	354,000	396,600			
90		296,100	333,100	354,300				
91		296,300	333,500	354,700				
92		296,500	333,900	355,000				



職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		296,900	334,300	355,400			
	94		297,100	334,500	355,700			
	95		297,300	334,900	356,100			
	96		297,600	335,200	356,400			
	97		298,000	335,400	356,700			
	98		298,300	335,700	357,100			
	99		298,600	336,000	357,500			
	100		298,900	336,300	357,900			
	101		299,200	336,500	358,400			
	102		299,400	336,800	358,800			
	103		299,600	337,200	359,200			
	104		299,900	337,400	359,600			
	105		300,200	337,600	360,100			
	106			337,800				
107			338,200					
108			338,400					
109			338,600					
110			339,000					
111			339,400					
112			339,800					
113			340,000					
再雇用職員		192,400	219,500	248,200	261,900	287,600	329,100	372,100

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (7) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (10) 社会福祉士及び公認心理師

## 別表第2

## 医療職給料表

## ③医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	196,000	244,900	267,700	292,700	336,500	381,400
	2	169,800	198,200	246,700	268,700	294,500	338,600	384,100
	3	171,300	200,300	248,500	269,600	296,100	340,700	386,800
	4	172,800	202,300	250,300	270,800	297,900	342,900	389,500
	5	174,200	204,500	251,700	271,300	299,600	344,900	391,700
	6	175,700	206,800	253,000	272,300	301,500	347,100	394,100
	7	177,300	209,200	254,100	273,100	303,200	349,200	396,500
	8	178,800	211,400	255,400	274,000	304,900	351,400	398,800
	9	180,000	213,800	256,500	275,200	306,800	352,900	400,900
	10	181,700	215,200	257,500	275,900	308,500	354,900	403,000
	11	183,400	216,600	258,400	277,000	310,300	356,900	405,200
	12	184,900	217,800	259,300	278,200	312,000	358,900	407,600
	13	186,300	219,300	260,500	279,600	313,500	360,900	409,500
	14	188,400	220,700	261,700	280,700	315,200	363,000	411,600
	15	190,400	222,200	262,500	281,900	317,000	365,100	413,800
	16	192,500	223,500	263,500	283,300	318,800	367,200	416,000
	17	194,600	224,900	264,000	284,700	320,500	369,200	418,100
	18	196,700	226,400	265,000	286,000	322,200	371,300	420,300
	19	198,900	227,900	266,000	287,100	323,900	373,400	422,500
	20	201,000	229,500	266,800	288,300	325,600	375,500	424,700
再雇 用職 員以 外の 職員	21	203,100	230,600	267,700	289,900	327,100	377,300	426,600
	22	205,300	232,300	268,600	291,500	328,600	379,400	428,500
	23	207,500	234,100	269,600	292,900	330,100	381,500	430,400
	24	209,800	235,800	270,600	294,200	331,700	383,600	432,300
	25	211,700	237,100	271,800	295,500	333,100	385,600	434,000
	26	213,100	238,900	272,700	297,100	334,600	387,300	435,600
	27	214,300	240,600	274,000	298,800	336,100	389,200	437,300
	28	215,600	242,300	275,200	300,400	337,700	391,100	438,900
	29	216,800	243,900	276,500	301,700	338,800	393,000	440,200
	30	217,900	245,400	277,900	303,300	340,300	394,800	441,600
	31	219,300	246,700	279,400	305,000	341,800	396,700	443,200
	32	220,500	247,800	280,800	306,700	343,300	398,600	444,700
	33	221,800	249,000	282,400	308,100	344,900	400,300	446,300
	34	223,100	250,200	283,800	309,700	346,500	402,000	447,900
	35	224,500	251,100	285,100	311,300	348,100	403,800	449,300
	36	225,800	252,200	286,300	312,900	349,700	405,600	450,900
	37	226,900	253,100	287,800	314,200	351,400	407,200	452,200
	38	228,400	254,200	289,000	315,700	353,000	409,000	453,600
	39	229,700	255,200	290,400	317,100	354,600	410,800	454,900
	40	231,100	256,300	291,700	318,700	356,200	412,600	456,300
	41	232,000	256,700	293,000	320,200	357,400	414,100	457,300
	42	233,500	257,600	294,500	321,700	358,900	415,700	458,100
	43	234,900	258,500	296,100	323,100	360,400	417,200	458,900
	44	236,300	259,300	297,700	324,600	361,900	418,500	459,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	237,500	260,100	299,000	325,500	363,500	419,600	460,400
	46	238,900	261,000	300,500	326,900	364,600	420,700	461,100
	47	240,300	261,900	302,000	328,300	366,100	421,900	461,900
	48	241,600	262,900	303,500	329,800	367,400	423,100	462,800
	49	242,600	264,000	304,600	331,000	368,800	424,400	463,500
	50	243,700	265,000	306,000	332,400	370,200	425,500	464,200
	51	244,800	266,200	307,200	333,700	371,600	426,800	464,900
	52	245,900	267,400	308,600	335,100	373,000	427,900	465,700
	53	246,800	268,600	310,000	336,500	374,500	429,100	466,500
	54	247,900	270,000	311,400	337,900	375,700	430,100	467,300
	55	248,800	271,400	312,800	339,300	376,900	431,200	468,100
	56	249,900	272,700	314,200	340,700	378,100	432,400	468,800
	57	250,600	274,200	315,000	341,600	379,200	433,500	469,600
	58	251,600	275,700	316,300	342,900	380,200	434,000	
	59	252,300	277,200	317,500	344,100	381,200	434,600	
	60	253,100	278,600	318,900	345,400	382,200	435,000	
	61	253,900	280,000	320,100	346,600	382,800	435,600	
	62	255,000	281,300	321,400	347,500	383,600	436,100	
	63	255,800	282,700	322,700	348,800	384,400	436,500	
	64	256,800	283,900	324,000	350,100	385,200	437,100	
	65	257,700	285,300	325,300	351,200	386,000	437,700	
	66	258,600	286,800	326,600	352,400	386,700	438,100	
	67	259,700	288,300	327,900	353,600	387,500	438,400	
	68	260,600	289,800	329,200	354,700	388,200	438,700	
	69	261,400	291,000	330,000	355,700	388,900	439,100	
	70	262,500	292,500	331,100	356,800	389,500	439,500	
	71	263,400	294,000	332,200	357,900	390,200	439,800	
	72	264,500	295,500	333,100	359,000	390,800	440,100	
	73	265,900	296,500	334,400	359,900	391,500	440,500	
	74	267,200	297,900	335,100	361,000	392,000	440,900	
	75	268,300	299,100	336,300	362,100	392,600	441,200	
	76	269,400	300,500	337,500	363,200	393,100	441,500	
	77	270,300	301,900	338,600	363,900	393,500	441,900	
	78	271,400	303,200	339,800	364,700	394,100	442,300	
	79	272,600	304,500	341,000	365,500	394,600	442,600	
	80	273,600	305,800	342,200	366,300	394,900	442,900	
	81	274,500	306,300	343,300	366,900	395,300	443,300	
	82	275,600	307,500	344,400	367,400	395,800		
	83	276,700	308,600	345,500	368,000	396,200		
	84	277,800	309,900	346,600	368,500	396,500		
	85	278,600	311,000	347,500	369,100	396,800		
	86	279,600	312,200	348,500	369,600	397,300		
	87	280,700	313,400	349,400	370,200	397,800		
	88	281,800	314,600	350,400	370,700	398,200		
	89	282,600	315,900	351,500	371,100	398,500		
	90	283,600	317,100	352,300	371,600	398,900		
	91	284,400	318,300	353,100	372,200	399,400		
	92	285,400	319,500	353,900	372,700	399,800		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93	286,300	320,400	354,600	373,000	400,200		
	94	287,300	321,100	355,200	373,500	400,600		
	95	288,300	321,800	355,900	374,000	401,100		
	96	289,300	322,400	356,500	374,300	401,500		
	97	289,900	323,100	356,900	374,900	401,900		
	98	290,700	323,400	357,300	375,400			
	99	291,400	324,100	357,800	375,900			
	100	292,300	324,800	358,200	376,400			
	101	293,100	325,200	358,700	377,000			
	102	293,900	325,800	359,100	377,500			
	103	294,700	326,400	359,600	378,000			
	104	295,500	327,000	360,000	378,400			
	105	296,200	327,400	360,300	379,000			
	106	296,700	327,900	360,800	379,500			
	107	297,200	328,400	361,300	380,000			
	108	297,700	328,900	361,600	380,500			
	109	297,900	329,300	362,100	381,100			
	110	298,300	329,700	362,600	381,600			
	111	298,500	330,000	363,100	382,100			
	112	298,900	330,400	363,600	382,600			
	113	299,200	330,800	364,100	383,200			
	114	299,400	331,200	364,600				
	115	299,800	331,600	365,100				
	116	300,100	331,900	365,500				
	117	300,400	332,100	365,900				
	118	300,700	332,400	366,400				
	119	301,000	332,800	366,900				
	120	301,400	333,000	367,400				
	121	301,700	333,200	367,800				
	122	302,100	333,500	368,300				
	123	302,500	333,800	368,800				
	124	302,900	334,100	369,300				
	125	303,100	334,300	369,700				
	126	303,300	334,600					
127	303,700	335,000						
128	304,100	335,200						
129	304,300	335,400						
130	304,600	335,700						
131	305,000	336,100						
132	305,400	336,300						
133	305,600	336,600						
134	305,900	337,000						
135	306,300	337,400						
136	306,600	337,800						
137	306,900	338,100						
138	307,100	338,500						
139	307,500	338,900						
140	307,800	339,300						

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	141	308,000	339,600					
	142	308,400	340,000					
	143	308,800	340,400					
	144	309,100	340,800					
	145	309,300	341,100					
	146	309,500	341,500					
	147	309,800	341,900					
	148	310,200	342,300					
	149	310,400	342,600					
	150	310,600	343,000					
	151	310,900	343,400					
	152	311,200	343,800					
	153	311,600	344,100					
	154	311,800						
	155	312,000						
	156	312,300						
	157	312,700						
	158	313,000						
	159	313,300						
	160	313,600						
161	314,000							
162	314,300							
163	314,600							
164	314,900							
165	315,300							
166	315,600							
167	315,900							
168	316,200							
169	316,600							
再雇用職員		239,700	260,400	267,700	278,100	294,700	332,500	377,800

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師に適用する。